

生活保護

1 生活保護制度のあらまし

憲法第25条は「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定しています。生活保護法は、憲法が保障する生存権を実現するための制度の1つとして制定されたものです。

生活保護制度の基本原則として

- ① すべての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護と最低限度の生活を保障し、その自立を助長することを目的とする「国家責任による最低生活保障」の原理
- ② 法の定める要件を満たす限り、すべての国民が保護を受けることができる「保護請求権無差別平等」の原理
- ③ 「健康で文化的な生活水準を維持することができる最低生活保障」の原理
- ④ 真に不足する部分を保護する「保護の補足性」の原理

の4つがあります。この保護の補足性については、保護開始の要件として次の3要件があります。

- ア 本人のもつ資産、能力その他あらゆるものを活用すること。
- イ 民法に定める扶養義務者の扶養義務の履行を保護に優先させること。
- ウ 他の法律に定める給付を優先すること。

これらの手段を講じてもなお生活に困るときに、はじめて生活保護が開始されます。

(1) 保護を受けるには

保護を受けるには、まず「保護申請」が必要です。これは本人またはその扶養義務者その他の同居の親族による申請のことです。(ただし、急迫した状況の場合は職権による保護ができます。)

この申請に基づき、世帯を単位として、国の基準により困窮の程度に応じて必要な扶助額を決定します。

(2) 保護の種類

現行では次の8種類で、必要に応じ1つまたは2つ以上の組み合わせにより保護が行われます。

- ① 生活扶助……衣食その他の日常生活や移送に必要な費用
- ② 住宅扶助……家賃、家屋の補修、その他住宅の維持のために必要な費用
- ③ 教育扶助……教材、学用品、給食その他義務教育に必要な費用
- ④ 医療扶助……病気の治療に必要な費用
- ⑤ 介護扶助……要介護者、要支援者の介護のために必要な費用
- ⑥ 出産扶助……出産のために必要な費用（原則として助産施設入所）
- ⑦ 生業扶助……生業に必要な資金、器具、資材および技能習得に必要な費用
- ⑧ 葬祭扶助……葬祭を行うのに必要な費用

これらは、医療扶助および介護扶助を除き原則として金銭給付です。生活扶助は居宅を原

則としますが、状況によって各種の施設や病院などに入所(院)して行うことができます。

(3) 保護の決め方

生活保護は「保護基準」により算出されたその世帯の最低生活費とその世帯の得た収入から必要な控除を行い、その結果で保護の要否が判断され、保護費が決められます。したがって、世帯を構成する人員、年齢などにより一様ではなく、種類もそれぞれ異なります。

(4) 被保護者の権利および義務

- ① 不利益変更の禁止（生活保護法第56条）…正当な理由なくして保護は変更されない。
- ② 公課の禁止（生活保護法第57条）…保護金品に対する租税その他公課は課せられない。
- ③ 差し押さえの禁止（生活保護法第58条）…保護金品またはこれを受ける権利の差し押さえ禁止。
- ④ 譲渡の禁止（生活保護法第59条）…保護を受ける権利の譲渡禁止。
- ⑤ 生活上の義務（生活保護法第60条）…常に能力に応じ勤労に励み、支出の節約を図り生活の維持、向上に努めること。
- ⑥ 届出の義務（生活保護法第61条）…生計の状況または居住地、世帯構成に変動のあったときは届け出ること。
- ⑦ 指示等に従う義務（生活保護法第62条）…保護を受けたときは、必要な指導・指示および収容施設の規定に従うこと。
- ⑧ 費用返還義務（生活保護法第63条）…急迫の場合等に保護を受けたとき、事後に返還命令があった場合は速やかに返還すること。

(5) 自立支援の取組み（自立支援プログラム）

- ① 就労支援プログラム…就労指導員がマンツーマンで就職を支援
- ② 高齢者生活支援プログラム…日常生活の改善や社会生活での自立を支援
- ③ 母子世帯自立支援プログラム…養育問題の解消や日常生活の改善を図り、就労による自立を支援
- ④ 債務整理支援プログラム…債権を抱える世帯に、債務整理の促進を支援
- ⑤ 子ども健全育成プログラム…子どもを抱える世帯に対し、養育・就学を支援
- ⑥ 年金調査支援プログラム…各種年金加入歴等を調査し、年金等の受給および受給額の増額を支援
- ⑦ 就労等意欲喚起プログラム事業…未就労期間が長期に及んでいる者を対象に、社会・参加活動を通じ、就労意欲を高める
※NPO法人へ委託

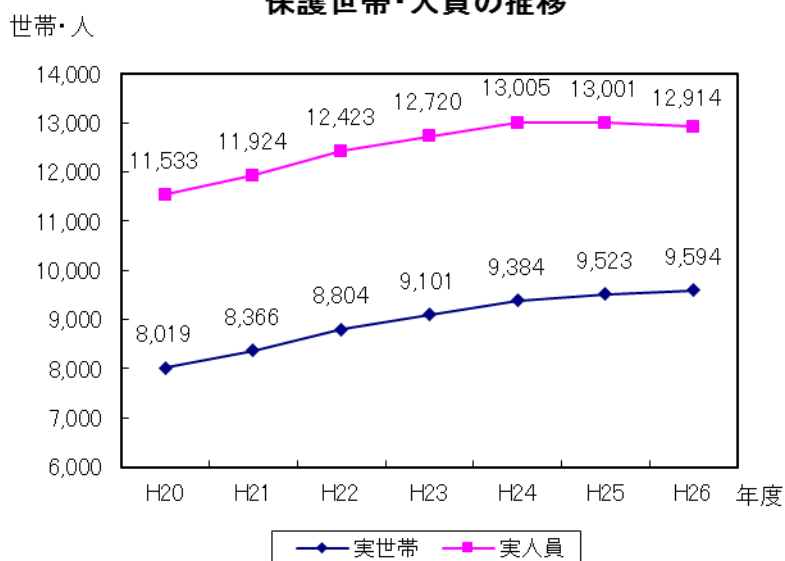
2 生活保護の状況

(1) 保護人員および年間保護費の推移

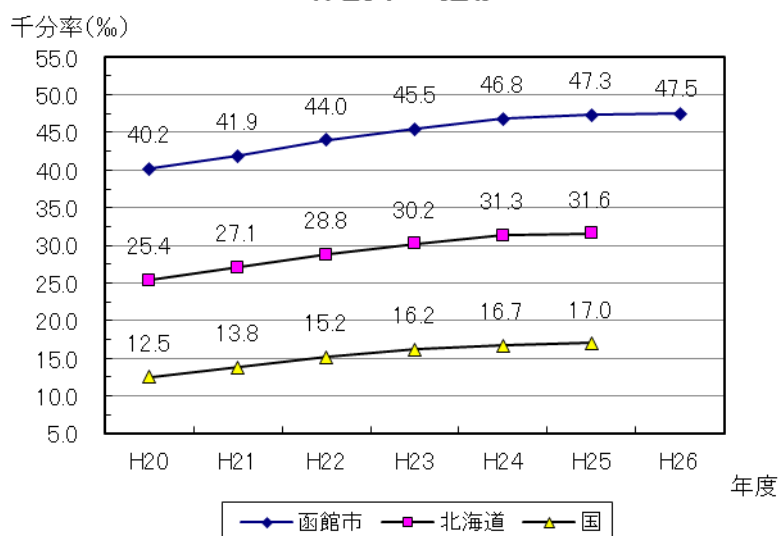
区分 年度	全人口 (9月末)		被保護(月平均)				年間保護費		保護率 (%)
			実世帯		実人数				
	人口	指数	世帯	指数	人員	指数	金額(千円)	指数	
24	277,725	100.0	9,384	100.0	13,005	100.0	21,551,546	100.0	46.8
25	275,139	99.1	9,523	101.5	13,001	100.0	21,661,988	100.5	47.3
26	272,146	98.0	9,594	102.2	12,914	99.3	21,598,289	100.2	47.5

※ 保護率(‰) = 実人員 ÷ 全市人口 × 1,000

保護世帯・人員の推移



保護率の推移



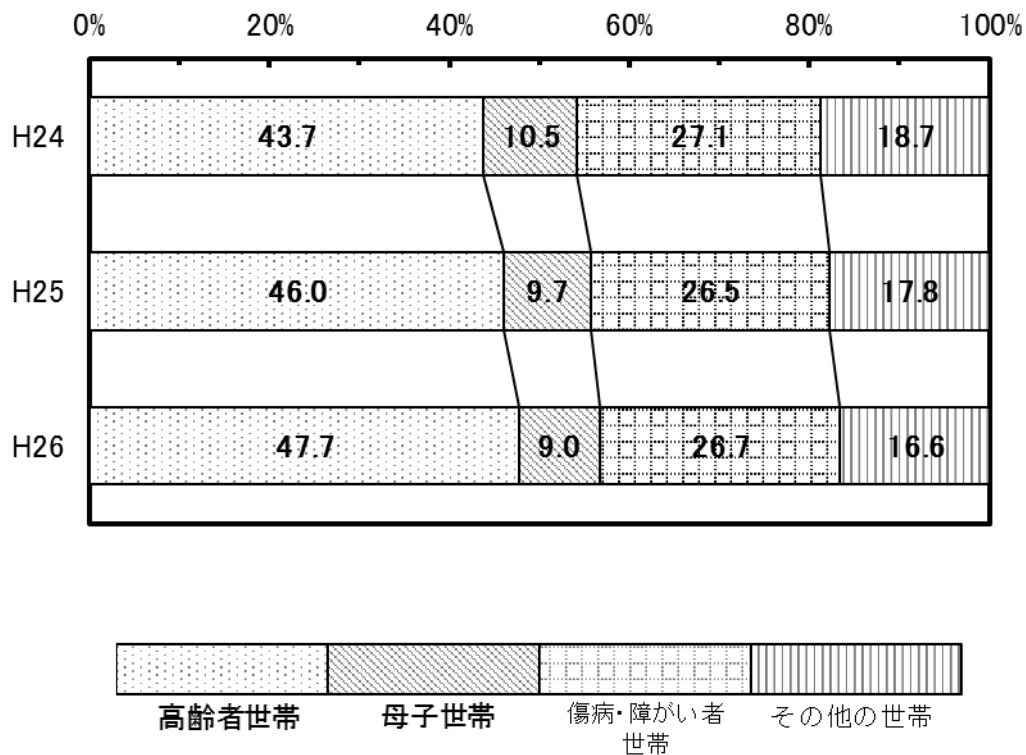
(2) 扶助別保護人員の推移（月平均）

年度	区分	保護 世帯数	保護 人員	扶助別人員					
				生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	他の扶助
24	人員	9,384	13,005	12,043	11,497	1,145	1,640	11,429	497
	指数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
25	人員	9,523	13,001	11,979	11,429	1,062	1,827	11,449	473
	指数	101.5	100.0	99.5	99.4	92.8	111.4	100.2	95.2
26	人員	9,594	12,914	11,901	11,377	1,003	2,015	11,460	450
	指数	102.2	99.3	98.8	99.0	87.6	122.9	100.3	90.5

(3) 被保護世帯類型の推移（月平均）

年度	高齢者世帯		母子世帯		傷病障がい者世帯		その他世帯		計		停止 世帯
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	
24	4,095	43.7	987	10.5	2,543	27.1	1,749	18.7	9,374	100.0	10
25	4,374	46.0	921	9.7	2,523	26.5	1,693	17.8	9,511	100.0	12
26	4,569	47.7	868	9.0	2,555	26.7	1,593	16.6	9,585	100.0	9

保護世帯の構成



(4) 被保護世帯労働力類型（月平均）

区分 年度	世帯主が働いている世帯①						世帯員が働いている世帯②		①+②		非稼働世帯		計	
	常用	日 雇	内 職	そ の 他	計		世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	構成比								
24	1,011	21	15	12	1,059	11.3	220	2.3	1,279	13.6	8,095	86.4	9,374	100.0
25	1,052	19	13	15	1,099	11.6	215	2.3	1,314	13.8	8,197	86.2	9,511	100.0
26	1,133	15	12	14	1,174	12.2	220	2.3	1,394	14.5	8,191	85.5	9,585	100.0

(5) 人員構成別世帯数の推移

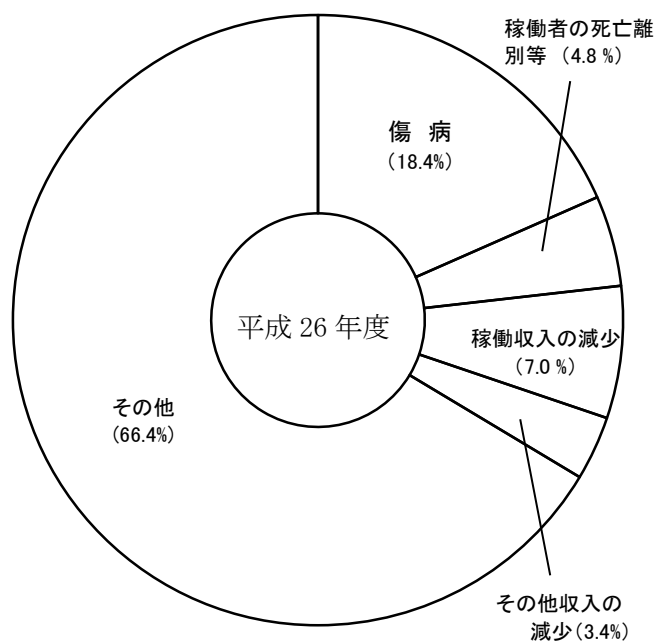
(各年7月年次調査)

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人以上 世帯	計
24	世帯数	6,842	1,658	498	192	47	20	6	9,263
	構成比%	73.9	17.9	5.4	2.0	0.5	0.2	0.1	100.0
25	世帯数	7,083	1,642	460	182	41	18	9	9,435
	構成比%	75.1	17.4	4.9	1.9	0.4	0.2	0.1	100.0
26	世帯数	7,249	1,609	433	164	45	21	9	9,530
	構成比%	76.1	16.9	4.5	1.7	0.5	0.2	0.1	100.0

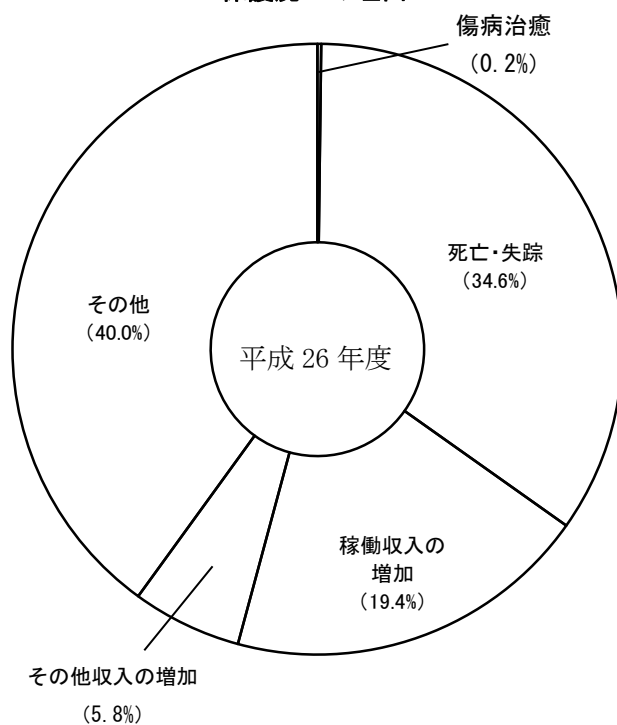
(6) 保護の開始・廃止の理由別状況

区分		24			25			26		
		延 件 数	月 平 均	比 率	延 件 数	月 平 均	比 率	延 件 数	月 平 均	比 率
保 護 の 開 始	世帯主の傷病	134	11	13.3	127	10	13.4	169	14	17.7
	世帯員の傷病	9	1	0.9	4	-	0.4	7	1	0.7
	働いていた者の死亡・離別・不在	50	4	5.0	40	3	4.2	46	4	4.8
	働きによる収入の減少・喪失	71	6	7.1	55	5	5.8	67	5	7.0
	年金・仕送り等の減少・喪失	27	2	2.7	43	4	4.5	32	3	3.4
	その他	714	60	71.0	681	57	71.7	633	53	66.4
計		1,005	84	100.0	950	79	100.0	954	80	100.0
保 護 の 廃 止	世帯主の傷病治癒	1	-	0.1	-	-	-	2	-	0.2
	世帯員の傷病治癒	-	-	-	1	-	0.1	-	-	-
	死亡・失踪	335	28	44.4	339	28	38.0	305	26	34.6
	働きによる収入の増加	81	7	10.7	169	14	19.0	171	14	19.4
	年金・仕送り等の増加	31	3	4.1	49	4	5.5	51	4	5.8
	その他	307	25	40.7	334	28	37.4	352	29	40.0
計		755	63	100.0	892	74	100.0	881	73	100.0

保護開始の理由



保護廃止の理由



(7) 教育扶助の受給人員

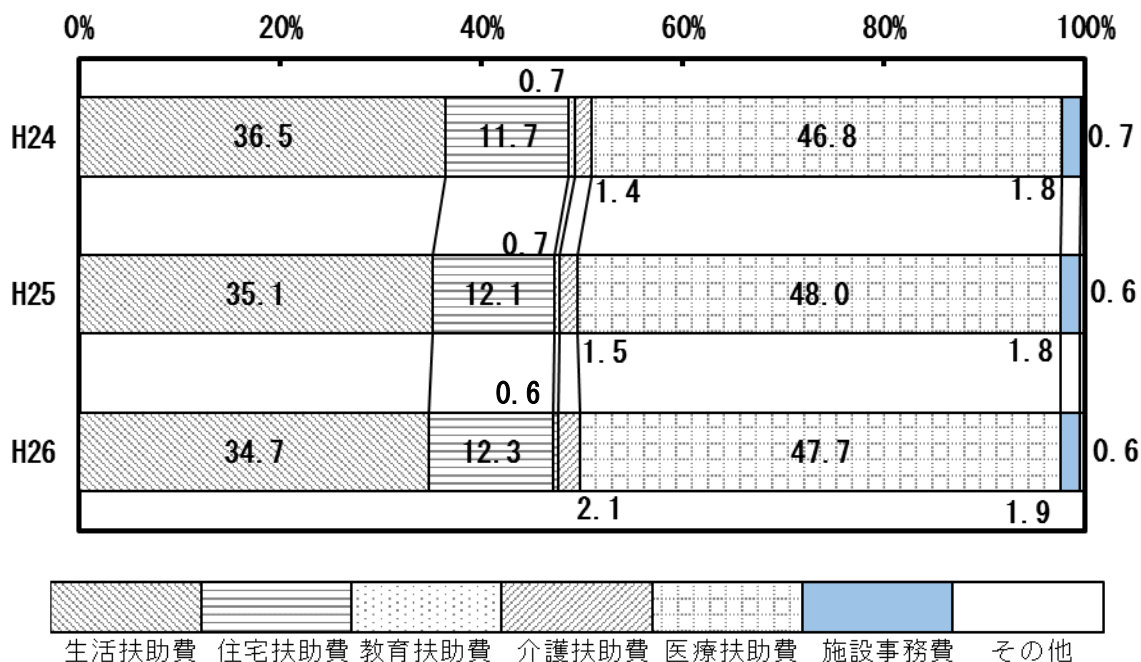
(各年7月年次調査)

区分	年度	24	25	26
小学校		670	640	615
中学校		441	396	375
計		1,111	1,036	990

(8) 生活保護費の年度別比較

種別	生活扶助費	住宅扶助費	教育扶助費	介護扶助費	医療扶助費	出産拠費	生業扶助費	葬祭扶助費	施設事務費	就労自立支援金	計
24	7,874,185	2,602,895	151,007	341,313	10,083,238	431	83,150	34,389	380,938	—	21,551,546
25	7,599,698	2,630,632	139,446	370,698	10,396,265	814	79,770	39,321	405,344	—	21,661,988
26	7,501,482	2,662,420	136,998	458,788	10,305,232	271	76,600	39,869	414,980	1,649	21,598,289

生活保護の扶助割合



(9) 医療扶助費の内訳 (上段：件数, 下段：金額)

(単位：件, 千円)

区分 年度	診療報酬費用					福祉事務所 払い医療費	合計
	入院	入院外	歯科	調剤	計		
24	10,421	150,300	17,728	124,775	303,224	29,176	332,400
	5,268,895	2,279,721	352,976	2,117,951	10,019,543	63,695	10,083,238
25	10,734	152,161	17,637	127,743	308,275	30,433	338,708
	5,554,483	2,299,092	335,893	2,139,832	10,329,300	66,965	10,396,265
26	10,512	151,484	18,538	128,402	308,936	25,640	334,576
	5,479,910	2,280,132	347,488	2,133,927	10,241,457	63,775	10,305,232

(10) 生活保護法指定医療機関の状況

(各年4月1日現在)

区分	25			26			27		
	医科	歯科	薬局	医科	歯科	薬局	医科	歯科	薬局
医療機関数	214	140	175	207	136	178	210	136	174

(11) 生活保護法指定介護機関状況

区分	25		26		27	
	在宅	施設	在宅	施設	在宅	施設
介護機関数	1,272	28	1,337	28	1,419	31